



株式会社アクシス

第 **35** 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月24日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号

芝パークホテル2階「ローズルーム」

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

目次

招集ご通知 1

株主総会参考書類 4

事業報告 11

計算書類 29

監査報告書 41

株式会社アクシス

証券コード：4012

証券コード：4012
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日2026年3月2日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目3番1号
株式会社 アクシス
代表取締役
会長執行役員CEO 小倉博文

第35回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「2026年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.axis-net.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名（アクシス）又は証券コード
(4012) を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご覧ください。



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年3月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル2階「ローズルーム」
3. 目的事項
報告事項 第35期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

なお、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年3月24日（火曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031（午前9時～午後9時） 其他のご照会 ☎️ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

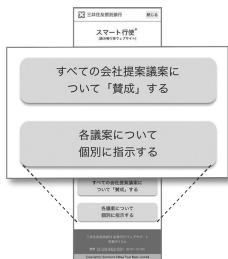
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

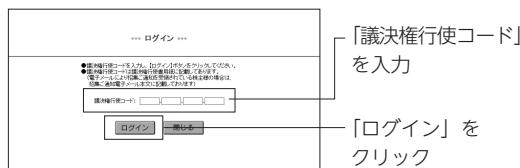
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

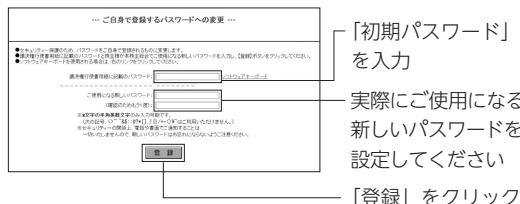
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、2023年8月に策定した中期経営計画「Vision 2027」を着実に実行しており、配当性向が2026年12月期に35%以上となるよう毎事業年度5%程度の段階的な引き上げを実施してまいりました。

当事業年度につきましては、配当性向が30%以上となるよう1株当たり46円にさせていただきたいと存じます。これにより、配当性向は30.5%となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金46円 総額 197,066,162円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名増員して取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役3名を引き続き独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	おぐら ひろふみ 小倉 博文 (1961年12月13日生)	1984年4月 1987年1月 1991年6月 2021年4月 2022年10月 2024年3月	株式会社アクトリソース（現株式会社フォーカスシステムズ）入社 株式会社アイ・エス・エー入社 当社設立代表取締役 株式会社ヒューマンソフト代表取締役副社長 当社代表取締役 社長執行役員 当社代表取締役会長執行役員CEO（現任）	1,912,700株
	<input checked="" type="checkbox"/> 再任	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小倉博文氏は、創業時より当社の代表取締役を務め、会社全般の指揮を担っております。当社事業が安定的に発展拡大するにあたって、引き続き取締役として選任するものであります。</p>		
2	よこた よしかず 横田 佳和 (1966年3月14日生)	1986年4月 1988年3月 1993年10月 1994年3月 1995年6月 2007年4月 2012年7月 2022年10月 2023年3月 2024年3月	日本コンピュータ・サイエンス株式会社入社 三井銀ソフトウェアサービス株式会社（現さくら情報システム株式会社）入社 株式会社第一興商入社 当社入社 当社取締役 当社取締役 システム本部長（現ビジネスサービス本部長） AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD. Director（現任） 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサービス本部長 当社取締役 副社長執行役員 当社代表取締役社長執行役員COO（現任）	150,600株
	<input checked="" type="checkbox"/> 再任	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD. Director</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>横田佳和氏は、当社の開発部門の責任者として、20年以上にわたり業務を執行し、2024年12月期より社長執行役員（COO）として職務を遂行しております。当社事業が安定的に発展拡大していくにあたって、引き続き取締役として選任するものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	こすげ なおや 小菅 直哉 (1979年10月1日生) 再任	2004年12月 2006年9月 2012年7月 2013年7月 2015年7月 2016年10月 2019年4月 2021年3月 2022年10月 2025年1月	中央青山監査法人入所 あらた監査法人入所 (現PwCJapan 有限責任監査法人) コスモヘルス株式会社入社 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社入社 株式会社デジタルアイデンティティ入社 (現株式会社 Orchestra Holdings) 小菅公認会計士事務所設立 当社入社 管理本部副部長 当社取締役 管理本部長 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 当社取締役常務執行役員CFO (現任)	10,500株
		(取締役候補者とした理由) 小菅直哉氏は、当社管理本部において上場以前から業務を執行しており、2025年12月期より常務執行役員CFOとして、現在の管理体制の構築を中心になって行っており、事業の推進にとって十分な能力を保有していることから、引き続き取締役として選任するものであります。		
4	みずもと しんのすけ 水元 真之介 (1978年10月7日生) 新任	2002年4月 2021年1月 2022年10月 2026年1月	当社入社 当社 ビジネスサービス本部副部長兼システムサービスグループマネージャー 当社執行役員 ビジネスサービス本部システムサービス事業本部長 当社常務執行役員CTO (現任)	1,000株
		(取締役候補者とした理由) 水元真之介氏は、当社システムサービス事業において、20年以上にわたり開発現場及び現場営業の業務を執行しております。当社のシステムサービス事業の推進にとって十分な能力を保有していることから、取締役として選任するものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	くりやの せいいちろう 栗屋野 盛一郎 (1963年12月30日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1986年4月 株式会社栄工社入社 1988年5月 盛和工業株式会社入社 1999年10月 同社取締役 2001年4月 同社専務取締役 2011年4月 同社代表取締役社長 2016年1月 ハンドトラスト株式会社設立代表取締役 (現任) 2016年8月 株式会社リンクシステムズ取締役 2019年2月 当社取締役 (現任) 2024年5月 小林工業株式会社取締役 (現任)	(重要な兼職の状況) ハンドトラスト株式会社代表取締役 小林工業株式会社取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 栗屋野盛一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。 栗屋野盛一郎氏には、企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実していただくことを期待しております。	一株
6	へんみ かおり 辺見 香織 (1970年5月15日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1991年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2001年9月 中部大栄教育システム株式会社入社 2002年9月 有限会社原設備工業入社 2003年3月 株式会社石田大成社入社 2009年4月 オフィスウィルパートナーズ設立 2010年3月 株式会社ウィルパートナーズ設立代表取締役 (現任) 2021年3月 当社取締役 (現任) 2023年2月 株式会社たまき監査役 (現任)	(重要な兼職の状況) 株式会社ウィルパートナーズ代表取締役 株式会社たまき監査役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 辺見香織氏は、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。 辺見香織氏には、中小企業診断士・企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実していただくことを期待しております。	一株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	おくはら れいこ 奥原 玲子 (1962年5月17日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	1985年4月 大蔵省（現財務省）入省 2000年4月 光和総合法律事務所入所 2004年4月 同事務所パートナー弁護士（現任） 2012年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2018年4月 第一東京弁護士会副会長 2018年4月 日本弁護士連合会常務理事 2019年4月 国土交通省関東地方整備局入札監視委員会委員 2021年6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事 2022年3月 株式会社すかいらーくホールディングス監査役 2023年3月 当社取締役（現任） 2023年3月 株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員） (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 奥原玲子氏は、法務に関する専門知識と経験を豊富に有していることから、会社の経営に関与した経験はありませんが、法令遵守並びに法務リスクの適正化において、取締役会における重要な役割を期待し、社外取締役として選任するものであります。 奥原玲子氏には、大蔵省（現財務省）における経験及び弁護士としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、取締役会の実効性向上をサポートしていただくことを期待しております。	一株

- (注) 1. 水元真之介氏は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。
5. 栗屋野盛一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年1ヶ月となります。
6. 辺見香織氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
7. 奥原玲子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
8. 当社は、栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、各氏との間で会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
9. 栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と

して指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名	企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	営業・マーケティング	開発・R&D	サステナビリティ・ESG
1	小倉 博文	◎	◎	○	◎	◎	○
2	横田 佳和	○	○	○	◎	◎	○
3	小菅 直哉	○	◎	○			○
4	水元 真之介				○	◎	
5	栗屋野 盛一郎	◎	○	○	○	◎	
6	辺見 香織	◎	◎		○		◎
7	奥原 玲子	○		◎			◎

○は取締役候補者が深いスキルを有する領域、◎は取締役候補者が深いスキルを有する領域に加え、豊富な実務経験を有する領域を示しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の 株式の数
たにしろ 谷司朗 (1961年10月3日生) 新任 社外 独立	1986年4月 2015年4月 2016年4月 2019年4月 2024年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 株式会社SMBC信託銀行取締役 同社取締役兼執行役員 同社常務取締役兼常務執行役員 同社代表取締役専務兼専務執行役員	— 株
(重要な兼職の状況)	—		
(社外監査役候補者とした理由)	谷司朗氏は、金融機関における豊富な業務経験に加え、取締役としての実績と高い識見を備えており、当社監査役として独立の立場で客観的な監査を行って頂けるものと判断し、監査役として選任するものであります。		

- (注) 1. 谷司朗氏は新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 谷司朗氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、谷司朗氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 谷司朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。谷司朗氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
8,134 ^{百万円} (前年同期比9.4%増)	888 ^{百万円} (前年同期比12.4%増)	917 ^{百万円} (前年同期比8.2%増)	642 ^{百万円} (前年同期比7.5%増)

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される一方、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等による影響に注意が必要な状況が続いております。このような状況の中、日銀短観2025年12月調査によると、当社サービスの重要な顧客である金融機関を含む全産業のソフトウェア投資額は2025年度計画が前年度比17.1%増となっており、IT投資は不透明さが残る環境下でも堅調に推移すると期待されます。

このような当社を取り巻く環境の中、中期経営計画Vision2027にて、① 進化するデジタル社会において、成長性の高い技術とサービスを提供する、② 生産性の高い事業を構築し、高収益企業となる事を目指す、③ 社会への還元と課題解決に努め、存在価値の高い企業となる、を中期経営方針として掲げ、同時に策定した3つの経営戦略（事業戦略、経営基盤強化、投資戦略）を推し進め、デジタル社会に貢献するサービスの拡充や体制の強化を図っております。また、顧客からの信頼を獲得し、持続的にサービスを提供するために、高度化する多数の先端技術の吸収を積極的に行うとともに、顧客及びビジネスパートナー向け営業体制の強化、顧客目線でのサービス提供を行う組織体制の構築、業容拡大に向けた人材の積極採用、充実したサービス提供に向けた人材育成等の施策を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は8,134,225千円と前事業年度と比べ699,438千円(9.4%)の増収、営業利益は888,319千円と前事業年度と比べ98,266千円(12.4%)の増益、経常利益は917,869千円と前事業年度と比べ69,423千円(8.2%)の増益、当期純利益は642,849千円と前事業年度と比べ45,070千円(7.5%)の増益となりました。

当事業年度より、従来「システムインテグレーション事業」としていた名称を「システ

ムサービス事業」に変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、事業別売上高に与える影響はありません。

事業のサービス別売上高については、以下のとおりであります。

① システムサービス事業

当事業年度においては、ITコンサルや成長領域へのシフトを図るための積極的な人材投資の実施、ビジネスパートナーとの協業拡大等により、高収益案件の更なる受注強化を図ってまいりました。また、ネットワーク関連技術の高度化、クラウド環境下でのサービス提供やインフラ構築が拡大する中で、ネットワーク部門、クラウドビジネス部門を新設し、更なる受注拡大、サービス提供を行い、高収益化を図ってまいりました。公共社会インフラ領域においても受注獲得に向け、担当部門の体制強化を行いました。

この結果、公共社会インフラの大型案件を下期に受注するなどし、公共社会インフラ向け売上高は好調に増加しました。また、新規開拓と既存案件の拡大を主因とした情報通信業向け売上高や銀行向け売上高が増加するなどし、当事業年度の売上高は7,698,806千円と前事業年度と比べ673,482千円(9.6%)の増収となりました。

② ITサービス事業

当事業年度においては、危険運転時の詳細な映像を様々な角度から分析可能とするドラレコ対応を行うなど、リアルタイム運行管理システムKITAROサービスの機能拡充や、デジタルコンサルティングサービスの新規顧客開拓を進めた結果、サービス売上高は前年同期と比べ増収となりました。一方、当社のサービスノウハウを活用した他社サービス構築案件の開発・納品が完了した結果、技術支援売上高は減少いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は435,419千円と前事業年度と比べ25,955千円(6.3%)の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1,016千円であり、その主なものは、本社及び支店の什器の購入であります。

(3) 対処すべき課題

現在、当社の主要な事業分野である金融分野においては、銀行、証券、保険などの業態の垣根を越えてサービスを提供する総合金融へのシフト、ネットバンク及び流通系銀行の増加、非金融事業を営んでいる事業会社の融資事業への参入及び決済の多様化など、新しいIT技術を活用したFintechが進展しております。このようなFintechの進展は、新しいIT技術の中でも特に、クラウドに関わる技術が進化したことによりもたらされたものです。また、金融分野以外でも、プログラムを用いたシステム開発からプログラムレスでの開発へのシフト、プラットフォームを活用した開発へのシフトなど、新しいIT技術により、当社の主要事業であるシステムサービス事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとした社会環境の変化、新たな成長戦略や働き方改革などに伴う顧客ニーズの多様化やDXの更なる加速により、求められるシステムに変化が生じるものと考えております。この変化を的確に捉え、顧客がシステムに求める業務性を兼ね備えたシステム開発をすることが重要であり、当社の中期的な経営環境において好機となるように取組む必要があると考えております。

このような急速に進化する事業環境に対応したサービスを提供する組織体制の構築・強化を行い、当社の重要な資産である人材を確保し育成することを経営上の重要な課題と認識しております。

① デジタル革命により進化した事業環境への対応

当社が創業以来得意としてきた金融分野の変化への対応は、当社の成長には欠かせないものであります。また、今後のデジタル社会の進展に伴い、新たに発展する産業領域への事業拡大を図るため、既存のノウハウと先端技術を融合することが不可欠であります。このため、既存のノウハウを活用していくとともに社会の変化や先端技術に常に注目し、事業環境の進化に積極的に対応してまいります。

② 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築・強化

当社を取り巻く急速に進化する事業環境の中で、安定的かつ継続的に成長していくためには、組織体制の整備・強化を行うとともに、組織体制に柔軟性を持たせることが不可欠であります。このため、コーポレート・ガバナンス体制の構築・強化やコンプライアンスの徹底を図るとともに、将来の事業環境や技術の進歩を想定した組織体制を構築してまいります。

③ 事業の収益性向上と業務ノウハウ獲得のための直接取引の拡大

顧客との直接取引を拡大し、事業の収益性を向上するとともに、業務ノウハウの獲得を推進していきます。さらには業務の成果を通して、顧客との信頼関係を構築するとともに、安定的な取引を実現してまいります。

④ 持続的競争優位を保つ当社の資産である人材の確保・育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大

当社の人材が持続的競争優位の源泉となるため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要であり、また、ビジネスパートナーとの連携を強化・拡大することも同様に不可欠であります。このため、積極的な採用による人材の拡充、人材の育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大に力を注いでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第32期	2023年度 第33期	2024年度 第34期	2025年度 (当期) 第35期
売 上 高	4,918,379 千円	6,581,363 千円	7,434,787 千円	8,134,225 千円
経 常 利 益	536,310 千円	666,356 千円	848,445 千円	917,869 千円
当 期 純 利 益	379,354 千円	462,429 千円	597,778 千円	642,849 千円
1 株当たり当期純利益	94.36 円	113.13 円	141.84 円	151.03 円
総 資 産	3,375,029 千円	4,064,625 千円	4,772,881 千円	5,404,122 千円
純 資 産	2,550,461 千円	3,003,329 千円	3,563,886 千円	4,076,267 千円
1 株当たり純資産額	628.13 円	725.76 円	842.21 円	951.50 円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 第33期に完全子会社であった株式会社ヒューマンソフトを2023年1月1日付で吸収合併しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業	事業内容
システムサービス事業	各種業務アプリケーションやインフラシステムの設計開発業務及び運用保守業務を提供
ITサービス事業	「はたらく車」の位置情報や走行距離等をリアルタイムで把握することが可能となる「KITARO」サービスなどを提供するクラウドサービス、デジタルコンサルティングサービスを提供

(7) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区
沖縄支店	沖縄県浦添市
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
大阪支店	大阪府大阪市西区

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
545 名	49 名増

(注) 従業員数には、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト及び当社から他社への出向者は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,284,047株 (自己株式98,953株を除く。)
- (3) 株主数 2,582名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
小倉 博文	1,912,700	44.64
日向 宏	220,000	5.13
横田 佳和	150,600	3.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	81,900	1.91
石川 浩一	74,200	1.73
齋藤 将平	61,300	1.43
江本 晋	50,000	1.16
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	48,300	1.12
株式会社 S B I 証券	44,900	1.04
アクシス従業員持株会	35,200	0.82

(注) 持株比率は当社所有自己株式 (98,953株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	1,100株	2名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年12月19日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき399円

新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使期間 2021年12月20日から2029年11月21日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	普通株式10,000株	1名

(注) 当社は、2020年6月26日付で普通株式1株を100株、2021年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の行使価額が79,700円から399円に変更になっております。また、新株予約権の目的となる株式の数が200株から40,000株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員CEO	小 倉 博 文	
代表取締役社長執行役員COO	横 田 佳 和	AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD. Director
取締役常務執行役員CFO	小 菅 直 哉	
取 締 役	栗屋野 盛一郎	ハンドトラスト株式会社代表取締役 小林工業株式会社取締役
取 締 役	辺 見 香 織	株式会社ウィルパートナーズ代表取締役 株式会社たまき監査役
取 締 役	奥 原 玲 子	光和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社すかいらくホールディングス取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	井 手 興 一	
監 査 役	竹 内 正	
監 査 役	畑 中 達之助	JESCOホールディングス株式会社監査役 株式会社ザ・リッチ代表取締役

- (注) 1. 取締役栗屋野盛一郎、取締役辺見香織及び取締役奥原玲子の3氏は社外取締役であります。
 2. 監査役井手興一、監査役竹内正及び監査役畑中達之助の3氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役栗屋野盛一郎、取締役辺見香織、取締役奥原玲子、監査役井手興一、監査役竹内正及び監査役畑中達之助の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。
 5. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
小 菅 直 哉	取締役常務執行役員CFO	取締役常務執行役員	2025年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに当社の監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として指名・報酬委員会を2021年12月16日に設置しております。当委員会は独立社外取締役を委員長として、委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬等については、次に掲げる事項を審議し、取締役会に答申いたします。

- ・ 取締役の報酬決定の方針及び手続に関する事項
- ・ 取締役の報酬の内容に関する事項

現在の指名・報酬委員会の委員は次のとおりであります。

委員長：栗屋野盛一郎（独立社外取締役）

委員：辺見香織（独立社外取締役）、小倉博文（代表取締役会長執行役員CEO）

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、2025年3月25日の取締役会において、指名・報酬委員会から答申された原案を審議し、決議を行って

おります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務や職責等の評価を多角的に検討し、原案を決定しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しております。

なお、当社は、2025年2月6日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め次に掲げる事項について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得ております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ・役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も下記方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社動向を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、毎期の業績を勘案して算出される業績連動報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式制度によって構成します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、本人の業務評価に応じて、職責と成果を反映して総合的に決定します。

c. 業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬は、毎期の業績を勘案して算出される賞与です。各取締役のモチベーションを高め、株主の皆様との利害の一致を図るため、全社の業績指標の達成度を勘案して算出し、取締役会で別途決議した時期に支給します。かかる算出におけ

る全社の業績指標は、損益計算書の売上高及び営業利益とし、目標値は前事業年度の決算短信に記載の「業績予想」とします。

業績連動報酬の算定方法は、売上高及び営業利益それぞれのウエイトを30%及び70%とし、各業績指標ともに達成度に応じて基準賞与額の0%を下限、140%を上限として算定します。達成度は、各業績指標の実績値÷各業績指標の目標値にて算出します。

d. 株式報酬（非金銭報酬）

取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、取締役会で別途決議した時期に支給します。各取締役は、支給された金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとします。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、事業規模や当社と関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合の目安を以下のとおりとします。

（業績連動報酬が基準額の場合）

基本報酬：業績連動報酬：株式報酬 = 90%：5%：5%

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額は、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の算出方法を指名・報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決議します。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く。)	55,978	54,750	—	1,228	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	社外取締役	10,860	10,860	—	3
	社外監査役	14,190	14,190	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、2025年3月25日開催の第34回定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年1月30日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役栗屋野盛一郎氏は、ハンドトラスト株式会社の代表取締役及び小林工業株式会社の取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役辺見香織氏は、株式会社ウィルパートナーズの代表取締役及び株式会社たまきの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役奥原玲子氏は、光和総合法律事務所パートナー弁護士及び株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員）であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役畑中達之助氏は、JESCOホールディングス株式会社の監査役及び株式会社ザ・リッチの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	栗屋野 盛一郎	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回出席し、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。</p> <p>また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長を務めております。指名・報酬委員会には、6回中6回出席し、取締役候補者、取締役報酬額、当事業年度に策定したサクセッションプランなどの審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。</p>
社外取締役	辺 見 香 織	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回出席し、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。</p> <p>また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員を務めております。指名・報酬委員会には、6回中6回出席し、取締役候補者、取締役報酬額、当事業年度に策定したサクセッションプランなどの審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。</p>
社外取締役	奥 原 玲 子	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回出席し、弁護士としての豊富な経験をもとに、法令遵守並びに法務リスクの適正化に寄与する発言を積極的に行っております。</p>
社外監査役	井 手 興 一	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回、また、監査役会には20回中20回出席し、当社の属する業界での豊富な経験と企業経営に関する専門的な見識をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。</p>
社外監査役	竹 内 正	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回、また、監査役会には20回中20回出席し、金融機関における長年の経験と当社の属する業界での監査役としての豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。</p>
社外監査役	畑 中 達之助	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回中20回、また、監査役会には20回中20回出席し、当社の属する業界での長年の経験と豊富な監査役経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,080千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,080千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画を始め、監査時間及び報酬見積の算出根拠並びに監査報酬の推移等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について合理的であると判断をしたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由又は、これに準じた事由に該当すると認められた場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は会計監査人が監査品質の維持や職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(a) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社グループ内に周知・徹底し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

(ii) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の実効性を高めるため、コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「コンプライアンス・プログラム」を制定のうえ、取締役会で決定し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進する。

(iii) 当社は、当社グループの取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務の遂行に係る情報については、法令を始め「情報管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(ii) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクに対応するリスク所管責任者がリスク管理責任者とともに各リスクについて、網羅的、体系的な管理を行う。

(ii) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化する。

(iii) 当社グループは、事故などが発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処する。

- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、中期計画と年間計画を策定し、それに基づいた各部門運営及び予算管理を行う。
 - (ii) 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
 - (iii) 取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 当社グループの業務の適正を確保するため、中期事業方針及び年度計画を策定する。
 - (ii) 当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」並びに「トラブル防止要領」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
 - (iii) 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行う。
- (f) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (i) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取り組む。
 - (ii) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - (iii) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 当社は、監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じる。

- (ii) 上記(i)の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とする。
 - (iii) 上記(i)の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- (h) 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項
- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、「内部通報規程」、「トラブル防止要領」に則り当該事実を監査役に報告する。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該業務執行の内容を報告する。
 - (iii) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見したときには、当社監査役のほか内部通報窓口へ報告する。コンプライアンス部は、監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告する。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ必要と判断したときや監査役が求めた場合には、速やかに報告する。
 - (iv) 当社グループの取締役及び使用人が、内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するため、「内部通報規程」に不利益な取扱いの禁止を定めたほか、通報窓口に通報窓口代行会社を設ける。
- (i) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項
- 当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、それが当該職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、当社は予算措置を講じる。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性を向上させる。
 - (ii) 内部監査部は、監査役と定期的な情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、監査役が監査役監査に関して協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - (iii) 監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高める。

(iv) 監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取する。

(k) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力との係わりを一切持たない」、「いかなる名目の利益供与を行わない」、「反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は、一切行わず、必要に応じて法的対応を行う」、「反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携すると同時に、組織として対応する」等を定め、適切に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。その他、監査役会は20回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は12回、リスク管理委員会は1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役を始め他の取締役等、内部監査部、会計監査人との間で情報や意見交換を行うなど連携を強化し、監査品質の確保と監査の実効性向上を図っております。
- ③ 内部監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,804,343	流動負債	985,414
現金及び預金	3,430,554	買掛金	296,582
売掛金	916,241	未払金	98,712
契約資産	342,200	未払費用	118,948
有価証券	59	未払法人税等	161,684
商品	16,696	契約負債	5,651
貯蔵品	15,369	預り金	145,914
前払費用	72,222	その他	157,920
その他	11,992	固定負債	342,439
貸倒引当金	△992	退職給付引当金	342,439
固定資産	599,778	負債合計	1,327,854
有形固定資産	52,090	(純資産の部)	
建物	40,555	株主資本	4,076,459
車両運搬具	0	資本金	74,408
工具、器具及び備品	11,535	資本剰余金	175,607
無形固定資産	191,358	資本準備金	81,068
のれん	155,907	その他資本剰余金	94,539
ソフトウェア	35,450	利益剰余金	3,836,788
投資その他の資産	356,329	利益準備金	2,000
投資有価証券	50,211	その他利益剰余金	3,834,788
関係会社株式	6,337	別途積立金	50,000
長期前払費用	13,758	繰越利益剰余金	3,784,788
繰延税金資産	149,679	自己株式	△10,345
その他	137,242	評価・換算差額等	△192
貸倒引当金	△900	その他有価証券評価差額金	△192
資産合計	5,404,122	純資産合計	4,076,267
		負債・純資産合計	5,404,122

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,134,225
売上原価		6,096,478
売上総利益		2,037,746
販売費及び一般管理費		1,149,427
営業利益		888,319
営業外収益		
受取利息	5,118	
助成金収入	25,248	
その他	235	30,602
営業外費用		
為替差損	1,053	1,053
経常利益		917,869
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	1,000	1,000
税引前当期純利益		916,869
法人税、住民税及び事業税	295,563	
法人税等調整額	△21,543	274,020
当期純利益		642,849

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 別途積立金
2025年1月1日残高	64,154	70,814	93,015	163,830	2,000	50,000
事業年度中の変動額						
新株の発行	10,254	10,254		10,254		
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の処分			1,523	1,523		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	10,254	10,254	1,523	11,777	—	—
2025年12月31日残高	74,408	81,068	94,539	175,607	2,000	50,000

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産計 合
	利益剰余金		自己株式	株主資本計 合	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計					
2025年1月1日残高	3,294,277	3,346,277	△10,375	3,563,886	—	—	3,563,886
事業年度中の変動額							
新株の発行				20,508			20,508
剰余金の配当	△152,337	△152,337		△152,337			△152,337
当期純利益	642,849	642,849		642,849			642,849
自己株式の処分			114	1,637			1,637
自己株式の取得			△84	△84			△84
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△192	△192	△192
事業年度中の変動額合計	490,511	490,511	29	512,573	△192	△192	512,381
2025年12月31日残高	3,784,788	3,836,788	△10,345	4,076,459	△192	△192	4,076,267

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a 子会社株式

移動平均法による原価法

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 ～ 50年
車両運搬具	6 年
工具、器具及び備品	3 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	10年
ソフトウェア	

a 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却費と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

② ITサービス

ITサービス事業が提供するサービスのうち、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものについては、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 商品の販売

ITサービス事業においては、当社が提供するサービスに付随する機器等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高 312,616千円

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産 343,877千円
(当該契約資産は流動負債の「契約負債」と相殺前のものであります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社のシステム開発に係る売上高の計上においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。各報告期間の期末日において進行中の案件については、期末日時点の履行義務の充足に係る進捗率を見積り、これに基づいて収益を認識しております。進捗率の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

② 主要な仮定

予想される原価総額の見積りは顧客との契約に応じて行っており、主要な仮定は計画されている作業工数や人件費単価、外注費などであります。原価総額の見積りはプロジェクトの進捗に応じて適宜見直しを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

プロジェクトの進捗により原価総額の見積りに大幅な修正が発生した場合、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 97,968千円

建物 31,956 //

車両運搬具 2,341 //

工具、器具及び備品 63,670 //

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,383,000株 |
|------|------------|
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 98,953株 |
|------|---------|
- (3) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額
- | | |
|------------|-------------|
| a 配当金の総額 | 152,337千円 |
| b 1株当たり配当額 | 36.00円 |
| c 基準日 | 2024年12月31日 |
| d 効力発生日 | 2025年3月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年3月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- | | |
|------------|-------------|
| a 配当金の総額 | 197,066千円 |
| b 1株当たり配当額 | 46.00円 |
| c 基準日 | 2025年12月31日 |
| d 効力発生日 | 2026年3月25日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
- (4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 121,000株 |
|------|----------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	121,334 千円
未払事業税	17,181 //
その他	11,163 //
繰延税金資産合計	<u>149,679 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>149,679 千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

有価証券は、外貨MMFを保有しております。安全性の高い金融商品であります。為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券である社債等は、発行体の信用リスク、為替変動リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券のうち債券については、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

b 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「有価証券（MMF）」及び「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 ^(*)			
その他有価証券	40,103	40,103	—
資産計	40,103	40,103	—

(※) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年12月31日
非上場株式	10,108
子会社株式	6,337

これらについては、非上場であり、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,428,526	—	—	—
売掛金	916,241	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（社債）	—	—	24,838	—
その他有価証券のうち満期があるもの（外国債券）	—	—	—	15,264
合計	4,344,767	—	24,838	15,264

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
社債	—	24,838	—	24,838
外国債券	15,264	—	—	15,264
資産計	15,264	24,838	—	40,103

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。外国債券は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	横田 佳和	—	—	当社 代表取締役 社長執行役員 COO	(被所有) 直接3.51	—	ストック・ オプション の権利行使	11,970 (30千株)	—	—

(注) 2019年12月19日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	システムサービス事 業	ITサービス事業	合計
一時点で移転される財及び サービス	—	22,765	22,765
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	7,698,806	412,653	8,111,459
顧客との契約から生じる収益	7,698,806	435,419	8,134,225
外部顧客への売上高	7,698,806	435,419	8,134,225

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度より、従来「システムインテグレーション事業」としていた名称を「システムサービス事業」に変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、収益認識に与える影響はありません。

(4) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	834,251
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	916,241
契約資産（期首残高）	234,777
契約資産（期末残高）	342,200
契約負債（期首残高）	4,995
契約負債（期末残高）	5,651

契約資産は、契約について期末日時点で履行義務を充足しておりますが、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、顧客との契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,504千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	951円50銭
1株当たり当期純利益	151円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社アクシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡村 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社アクシス	監査役会			
常勤監査役 (社外監査役)	井 手 興 一	Ⓔ		
監 査 役 (社外監査役)	竹 内 正	Ⓔ		
監 査 役 (社外監査役)	畑 中 達之助	Ⓔ		

以 上

